

## 6 給付・交付等について

### (1) 補装具の給付・修理

障がい種類と補装具の種類 (一例)		持参	申請先
肢体	義肢 (義手・義足)	・印鑑 ・医師の意見書等 ・見積書 ・身体障害者手帳	福祉係
	装具 (上肢・体幹・下肢)		
	車いす		
	電動車いす		
	歩行補助つえ		
	歩行器		
視覚	義眼		
	眼鏡 (矯正・遮光等)		
	盲人安全つえ		
聴覚	補聴器		
音声・言語機能	重度障がい者用意思伝達装置		
内部障がい	車いす		
	電動車いす		

注 意 事 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法等、他制度で給付等が受けられる場合は他制度優先となります。</li> <li>・原則費用額の1割自己負担。(課税状況等で自己負担額の月額上限額があります)</li> <li>・手帳をお持ちでないかたは、手帳交付後の申請となります。</li> <li>・手帳に記載されていない障がいに対する支給を受けることはできません。</li> <li>・申請には医師の意見書等が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。</li> <li>・補装具の種類によっては、専門機関で申請後1カ月程度の審査を要する場合があります。</li> <li>・手帳に記載された障がいの状態と申請時の状態が著しく異なる場合は、手帳の障害程度変更申請手続きをし、新しい手帳が交付されたあとの申請となります。</li> <li>・本制度を利用して購入した補装具は状況に応じて修理等を受けることができます。</li> </ul>